

# 企業年金ノート

目次  
企業年金法について

 大和銀行

## 企業年金法について

### 1. はじめに

早くから企業年金制度が発達した欧米の主要国は、企業年金の最低積立基準や受託者責任、情報開示ルール等を統一的に定めた企業年金法を持っています。なかでもアメリカの「エリサ法」やイギリスの「年金法」は有名であり、これらの国では企業年金法に基づく企業年金制度の適正な運営を通じて、年金受給権の保護を図っています。

一方、わが国では、厚生年金基金制度については、平成8年の財政運営基準の導入、平成9年の受託者責任ガイドラインの制定等により、受給権保護の仕組みがほぼ確立されていますが、適格年金制度については十分な整備が行われていない状況にあります。

そのため、受給権保護を中心とした企業年金に関する包括的な基本法の制定が急がれており、政府は今年3月の「規制緩和推進3ヶ年計画（再改定）」の中で「企業年金法の制定について検討を行い、12年度中に結論を得る」としました。これを受け、厚生・大蔵・労働・通産の4省が検討に着手しています。

今月号では、海外の事例の紹介を通じて、わが国でも導入が期待される「企業年金法」について考えます。

### 2. 海外の企業年金法

#### (1) アメリカ

アメリカの企業年金法は「従業員退職所得保

障法（Employee Retirement Income Security Act）」です。一般にはアルファベットの頭文字をとってERISA（エリサ）法と呼ばれています。

#### エリサ法制定の背景

1949年に最高裁判所が「企業年金は労働条件の一つであり、労使間の団体交渉の対象である」との判決を出したことから、労働組合の年金獲得要求が強まり、1950～60年代のアメリカは「ペンションドライブ」といわれる企業年金の爆発的な増加期を迎えました。しかし同時に、インフレの進行による給付額の目減りや企業の倒産などが原因で、当初期待された年金給付を受けられない人も増加しました。また、企業年金に対する厳格なルールが存在しないために、年金受給資格の取得直前で企業をやめさせられるケースが増加するなど、あらたな社会問題も浮上していました。このような状況を受け、1965年にケネディ大統領の「企業年金に関する大統領委員会」が、報告書「公共政策と私的年金制度」を出しました。報告書では、最低受給権付与基準の法的規制、年金積立基準の法的規制、制度終了保険機構、年金通算機構などが提言され、その後7年間に及ぶ検討を経て、1974年にエリサ法が制定されました。

#### エリサ法の概要

エリサ法は4つの章から成り、さらに各章毎に副題が設けられています。

[ エリサ法の構成 ]

- 第1章．従業員の受給権保護  
情報開示、受給権付与基準、年金資産の最低積立基準、受託者責任など
- 第2章．税に関する規定  
退職給付制度に関する内国歳入法の改正
- 第3章．財務省・労働省・年金給付保証公社の責任区分、アクチュアリー役割
- 第4章．制度終了保険

以下、エリサ法で規定される主な項目について説明します。

(ア) 情報開示

年金制度の運営や財政状況について、財務省(内国歳入庁)、労働省、年金給付保証公社および加入員に対する詳細な情報開示が義務付けられています。(制度説明書概要、制度説明書、年次報告書の3種類を届出る。)なかでも財務諸表は公認会計士の監査証明が、数理関係の報告書には登録アクチュアリーの承認がそれぞれ必要とされています。

(イ) 受給権付与基準

企業年金制度は、次の、のいずれかよりも寛大な受給権付与ルールを採用しなければなりません。

5年の勤続で100%の受給権を与える  
勤続3年で20%、その後の4年間にわたり各年20%ずつ増やし、勤続7年で100%の受給権を与える

(注)従業員拠出に基づく給付は、即時に100%の受給権が付与されます。

(ウ) 年金資産の最低積立基準

最低積立基準は、制度ごとに毎年必要とされる掛金水準(=標準掛金+未積立債務の償却期間に応じて算定される掛金)により規定されます。償却期間は未積立債務の発生要因別に規定されており、例えば、初期過去勤務債務や制度変更に伴って発生する債務の償却期間は30年です。実際の拠出額が最低基準を超えていれば、翌年度の最低積立額を減らすことができますが、最低基準を下回った場合は、「累積積立不足金」を計上しなければなりません。この累積積立不足金については5%(一定期間内に是正されなければ100%)の特別税が課税されます。

「不足金」を計上しなければなりません。この累積積立不足金については5%(一定期間内に是正されなければ100%)の特別税が課税されます。

(エ) 受託者責任

エリサ法では、企業年金関係者の受託者責任について、次のような規定があります。

- ブルーデントマン・ルール( )に従った運用(第404条)
- 分散投資義務(第404条)
- 忠実義務(第404条)
- 利益相反取引の禁止(第406条)
- 母体企業への投資制限(第407条)

( )当該状況下で、同様の立場で行動し、同様の事項について能力と知識を持つ思慮深い人(a prudent man)が、同質かつ同目的の事業の運営にあたり行使するであろう注意力、技量、思慮深さおよび勤勉さをもって行動すること。

(オ) 制度終了保険

年金資産の積立状況にかかわらず、終了した年金制度の加入者・受給者に対して一定限度まで受給権の付与された給付を保証することを目的として、制度終了保険が創設されました。本制度の運営は、年金給付保証公社(PBGC)が行います。

全ての確定給付型制度は、本制度への加入が義務付けられ、一定の保険料( )をPBGCに納める必要があります。そして、事業主の経営困難により制度が終了した場合、終了時点における全ての受給権ある給付が保証されます。(ただし、制度設立後5年以内の制度終了に対する同保険の適用はありません。)

- ( )単独事業主制度の場合(年額)...加入員数×19\$  
+未積立債務額×0.9%、  
複数事業主制度の場合(年額)...加入員数×2.6\$

(カ) 年金通算機構

エリサ法では、離転職・退職などに伴い加入者が分配を受けた一時金をIRA(Individual Retirement Account:個人退職勘定)へ移管するか、転職先の企業年金制度へ拠出することにより、勤務期間の通算を可能とする仕組みが設けられました。具体的には、退職時に支給される一時金を60日以内にIRAへ移管し、支給開

始時（59.5歳から70.5歳の範囲で設定可）まで積立てるか、転職前後の企業年金制度間で移管することにより、受給権の通算が行われます。

## （2）イギリス

### 企業年金法制定の背景

1992年のマックスウェル事件（事業主が自らの年金基金から約700億円もの多額の資産を不正流用した事件）の発覚を受け、年金基金の厳正な管理運営を行うことを目的として、政府は1994年に「企業年金改革白書」を公表しました。これに基づく議会での検討の結果、1995年7月に年金法（Pension Law）が成立、一定の周知期間を置いた上で、1997年から実施されました。

### 年金法の概要

年金法で規定される主な項目は、次のとおりです。

#### （ア）受託者責任

年金法でいう「受託者」は、厚生年金基金における代議員会のようなイメージです。この受託者の責任について、年金法では次のように定めています。

##### 受託者資格の制限

- ・ 不正・詐欺で有罪判決を受けた者、破産宣告された者、企業の役員になる適格性を有さない者、任命年金数理人及び公認会計士は受託者になれない。

##### 受託者の権限・責任

- ・ 受託者は専門家（年金数理人・会計士）を任命しなければならない。
- ・ 掛金水準について事業主と受託者間で合意を得られない場合は、受託者が決定する。
- ・ 受託者は情報開示に関する広範な規則に従わなければならない。

##### ブルーデントパーソン・ルールに従った運用

- ・ 運用は注意深くあるいは技術を駆使して行わねばならず、この義務に違反することに対する責任は、いかなる規約又は協定によっても減免することはできない。

##### 投資基本方針の作成

- ・ 受託者は「投資基本方針」を作成の上、OPRAへ提出しなければならない。

##### （投資基本方針の内容）

最低積立基準遵守のための方策、投資資産の選択基準、アセットミックス、リスク、資産毎の期待収益率、給付に必要なキャッシュ化の方針

##### 受託者に対する罰則

- ・ 義務違反を犯した受託者は、OPRAにより民事・刑事上の罰金・罰則が課せられる。

（注）OPRA；年金法に基づいて設立された職域年金監督機構（Occupational Pensions Regulatory Authority）のこと。企業年金制度における加入員の受給権保全のために、年金数理人や会計士を通じた年金基金の監督を担う機関。

#### （イ）年金資産の最低積立基準

確定給付型制度について、常に年金債務に相当する年金資産の保有を義務付ける最低積立基準が導入されました。この積立基準を遵守するために、受託者は次のような責任を負うこととなります。

3年毎の財政再計算時に任命年金数理人から積立水準の証明を受ける。

年金資産が最低積立水準を常に上回るのに必要な掛金を確保する。

財政再計算の結果、年金資産が年金債務に満たないときは、次回再計算（3年後）までに積立水準が回復するような掛金の支払計画を作成する。ただし、年金資産が年金債務の90%を下回る場合には、1年以内に90%まで回復し、その後5年以内に100%まで回復しなければならない。

#### （ウ）支払保証制度の創設

詐欺などの不正行為による年金資産の損失や母体企業の倒産等による債務不履行の場合に限定して、一定の給付水準を保証する支払保証制度が導入されました。本制度の運営は、年金補償委員会（Pension Compensation Board）が行います。

保証水準は、積立不足額（最低積立水準と年金資産との差額）の90%と（不正等による）損失額の90%のいずれか少ない方の額が上限となり、保証に係る費用は事後的に他の年金基金から徴収されます。

本制度の適用事由は極めて限定的ですが、これは年金制度関係者の受託者責任を明確化し、

最低積立基準に基づく任命年金数理人による早期チェックの仕組みを前提とすれば、不正行為による年金資産の喪失以外に、積立不足による年金受給権の喪失はあり得ないという考え方によるものです。

### 3. わが国の企業年金法

アメリカ、イギリスの例からもわかるように、年金制度加入者の受給権保護を図るためには、最低積立基準・受託者責任・情報開示などのルールを企業年金法で明確に定めた上で、必要な制度整備を進めて行くことが重要と思われれます。

とくにわが国の場合は、同じ確定給付型の企業年金制度でありながら、制度運営の仕組みや根拠とする法律が異なる厚生年金基金と適格年金が共存する状況にあるため、企業年金法を通じて、制度面の仕組みや税制の取扱いなどについて統一化を図られることが望ましいと考えられます。

さらに、近年の運用環境の低迷や退職給付会計基準の導入をきっかけに、厚生年金基金の代行制度に対する不公平感が出てきており、今後は代行を行わない厚生年金基金を認めるのか、引き続き代行を行う基金については、厚生年金本体との財政的中立性をいかに確保するかなどの点についても議論されることが期待されます。

冒頭でも説明しましたが、わが国の企業年金法については、現在4省（厚生・大蔵・労働・通産）による検討が行われており、9月からは金融庁も加わり、税制面での議論なども含めた本格的な検討が行われる見通しです。

現時点で、検討案などに対する各省庁の正式

なコメントは出されていませんが、主な論点は【表1】のようになると考えられます。

【表1】わが国企業年金法の検討項目

- (1) 企業年金法の適用範囲
  - ・確定給付型の企業年金に限定するか、確定拠出型年金なども対象とするか。
- (2) 受給権の保護
  - 受給権付与ルールの策定
  - ・年金受給権の取得に関し、統一的な受給権付与ルールを導入するか検討を行う。
  - 最低積立基準の導入
  - ・将来の給付に見合う積立金の保有を確実なものとするため、新たな積立基準を設定するか検討する。
  - 支払保証制度の創設
  - ・現在、厚生年金基金制度だけに存在する支払保証制度について、対象となる企業年金制度を拡大するか、制度の仕組みそのものを見直すかなどを検討する。
  - 情報開示の徹底
  - ・加入者などに対する企業年金制度の情報開示の徹底を図るための方策を検討する。
  - 受託者責任の明確化
  - ・企業年金関係者の受託者責任、行為準則などを法律により明確化するか検討する。
- (3) 税制面の改正
  - 特別法人税のあり方
  - ・現行の特別法人税のあり方について、撤廃も含めて検討する。
  - 企業年金税制の統一化
  - ・厚生年金基金と適格年金で異なる現行の企業年金税制について統一化を図る。
- (4) 厚生年金基金の代行制度の取扱い
  - ・代行制度を持たない厚生年金基金の創設なども含めて、代行制度のあり方について検討する。

以上

企業年金ノート No.389  
平成 12年 9月 大和銀行発行

年金・法人信託企画部  
〒541-0051 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL 06(6268)1810  
年金・法人信託企画部(東京)  
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL 03(5202)5415  
大和銀行はインターネットにホームページを開設しております。

【<http://www.daiwabank.co.jp/>】

大和銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「ダイワ企業年金ネットワーク」を開設しております。ご利用をご希望の場合は、年金・法人信託企画部までお問い合わせ下さい。(TEL 06(6268)1810)